

名板貸責任（会社法 9 条）の類推適用

当社はホテルを経営する株式会社です。当社ホテルには、土産物店、飲食店、菓子店、フィットネスクラブなどがテナント出店していますが、各自独立営業です。当社ホテルの宿泊客が、ホテル内テナントの飲食店で食事をとったその食材に因る食中毒をおこし入院治療を要したとして、飲食店事業者だけでなく当社に対しても損害賠償請求をしてきました。当社はこの宿泊客に対し責任を負うのでしょうか。

1. 名板貸責任

同じ商号を使用していても別個独立の営業であれば責任の負担も別個独立であるはずですが、会社法 9 条は、「自己の商号を使用して事業または営業を行うことを他人に許諾した会社は、当該会社が当該事業を行うものと誤認して当該他人と取引をした者に対し、当該他人と連帯して、当該取引によって生じた債務を弁済する責任を負う」と規定しています。これは名板貸責任と呼ばれ、実際には権利や権限がないにもかかわらず、あたかもそのような権利や権限があるかのように見える外観を有する者と、その外観を真実であると誤信した者との間で取引がなされた場合に、虚偽の外観を信頼した取引の相手方を保護するため、外観を許容した者がその外観に基づく責任を負うべきであるとする権利外観法理に基づく規定です。

2. 名板貸責任の類推適用

テナント店の場合、入居先事業者が自己商号の使用を許諾せず、テナント事業者が入居先事業者の商号を使用していなければ会社法 9 条の適用はなく、入居先事業者がテナント事業者の責任を負うことはないことになります。

しかし、テナント事業者が入居先事業者の商号を使用していない場合でも、テナント店の営業が入居先事業者の営業の中に組み込まれ、あたかも入居先事業者がテナント店を営業しているかのような外観が作り出され、その外観を信頼した者がテナント事業者と取引関係に入ったような場合、テナント事業者の相手方が被った損害につき、名板貸責任規定を類推適用して入居先事業者にも責任を負わせ、テナント事業者の相手方の救済を図ることが考えられます。

平成 17 年改正前商法当時の事案ですが名板貸責任規定の類推適用を認めた最高裁判例があります。

スーパーマーケット内のテナントであるペットショップからインコを購入した客が、そのインコから感染したオウム病性肺炎により客の家族が死亡したとして、スーパーマーケットに対し商法 23 条（現商法 14 条および会社法 9 条に該当します）に基づく損害賠償請求をした事案において、一般の買物客がペットショップの営業主体はスーパーマーケットと誤認するのもやむを得ないような外観が存在し、スーパーマーケットはその外観の作出に関与していたとして、商法 23 条の類推適用により、ペットショップと客との取引に関してスーパーマーケットは名板貸人と同様の責任を負わなければならないと判示したものです（最高裁平成 7 年 11 月 30 日判決）。

3. 近時の裁判例

会社法 9 条について類推適用を認めた近時の裁判例があります。

温泉付きホテル A 内に新店舗として出店していたマッサージ店 Y1 において施術を受けた X が、施術の過誤により頸椎症性脊髄症を発症し、四肢不全麻痺の後遺障害が残ったとして、損害賠償請求をしたほか、会社法 9 条の類推適用を主張しホテル A を経営する Y2 に対しても損害賠償請求したという事案です。

裁判所は、Y1 に対する損害賠償請求を認容し、さらに、Y2 について、ホテル A の外見にマッサージ店の屋号及び他のテナント名は表示されていなかったこと、ホテル館内において顧客案内用の掲示には「マッサージコーナー」とのみ表示されマッサージ店が独立の営業主であることを示す記載はなかったこと、マッサージ店の賃借部分はホテル A の他の施設とパーティション板で簡易に区切られただけであり入り口の看板にもマッサージ店の屋号である「B」の表示はなく、マッサージの代金をホテルの部屋番号とサインで部屋付けとする方法で支払うことが可能である旨の広告がマッサージ店の店頭に掲示されていたこと、マッサージ店が温浴施設の利用客に渡すためにホテル A のロゴが記載されたタオルを常備していたこと、代金をホテルの宿泊料金と一括精算できるようにしていたこと、マッサージ店の利用者の大多数はホテル A の利用客であったことなどの事実から、マッサージ店の営業主がホテル A であるかのような外観が存在したとし、ホテル A のロゴ入りタオルの常備や精算方法はホテル A の関与なしにはできないものではないことからホテル A はそのような外観を黙認していたものと認められるとしてホテル A の外観作出への関与を認め、会社法 9 条の類推適用により名板貸人と同様の責任を負うべきであるとして Y2 に対する損害賠償請求を認容しました（神戸地裁姫路支部平成 28 年 2 月 10 日判決）。

4. 本件の場合

宿泊客が利用した飲食店が当社の商号を表示しており、かつ当社がその商号使用を明示的または黙示的に許諾していたとすれば、会社法 9 条により当社は名板貸人として飲食店事業者と連帯して損害賠償責任を負うことになります。

飲食店が当社の商号を表示していない場合、会社法 9 条適用により責任を負うことはありませんが、飲食店事業者の屋号の表示の有無、当社ホテル内における飲食店の配置、構造、飲食店の利用代金の精算の仕方など諸事情により、当社がその飲食店を営業しているかのような外観が存在し、かつその外観を当社が黙認していたものと認められるような場合には、会社法 9 条の類推適用により飲食店事業者と連帯して損害賠償責任を負うことも考えられます。